平成２６年（フ）第２１５２号
愛知県北名古屋市九之坪天神76番地　天神マンション402号
債務者　浅井　　歩
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６４９号
仙台市太白区太白２丁目20番９―501号
債務者　菅野志保子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第６９７号
仙台市青葉区作並字岩谷堂西16番地の331、従前の住所宮城県石巻市元倉１丁目７番22号トミハマハイツ103号
債務者　田原　幸秋
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７００号
仙台市青葉区堤町３丁目19番14―607号
債務者　小坂　　実
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第７３９号
仙台市青葉区旭ケ丘４丁目24番29号　シャイニィ旭ケ丘101、従前の住所仙台市泉区みずほ台11番地の１　ヴェルビュみずほ台中央102
債務者　三浦　祐二
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２４０号
秋田市山王新町10番15号　シティーコーポ山王203号
債務者　森川　実穂
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７６号
福島県いわき市内郷御厩町１丁目57番地
債務者　水野谷靖代
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２６年（フ）第４１９号
茨城県水戸市見川５丁目385番地の２
債務者　関根　　満
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第４２０号
茨城県水戸市見川５丁目385番地の２
債務者　関根公美子
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第２３９号
茨城県古河市山田708番地　関根アパート14
債務者　倉持　康彦
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２４６号
茨城県猿島郡境町大字長井戸1374番地３　ククナ101号室
債務者　猪瀬　光彦
1　決定年月日時　平成27年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第７７号
千葉県茂原市早野1177番地７
債務者　黒木　祐一
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第８３号
千葉県いすみ市大原4019番地２　永野アパート５号棟
債務者　石井　一美
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第８５号
千葉県茂原市東郷893番地20　パセオ桃山101号
債務者　柴田　英一
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第８６号
千葉県茂原市東郷893番地20　パセオ桃山101号
債務者　柴田イメルダこと　ＳＨＩＢＡＴＡ　ＩＭＥＬＤＡ　ＰＡＳＣＵＡＬ
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第８７号
千葉県茂原市早野806番地17
債務者　林　　千尋
1　決定年月日時　平成27年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月30日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係